

【件名】

【緊急】インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その37：ロックダウン措置の今後ほか）：在インド日本国大使館

【ポイント】

●インド政府によると、4月11日現在のインド国内感染者の合計は7,529例（死亡241例）となっています。

●11日、モディ首相は各州の州首相とテレビ会議を行い、ロックダウン措置の今後について議論しました。これを踏まえ、インド全土におけるロックダウン措置が4月14日より後も継続されるとの報道もあるところ、在留邦人の皆様におかれましては、最新情報の入手に努めてください。

●10日、グルガオンを含むハリヤナ州一部地域における外出時のマスク着用が義務化されました。

11日現在デリー準州及びハリヤナ州の一部地域においてマスク着用が義務化されており、違反者には1か月以下の懲役又は200ルピー以下の罰金、又はその両方が課せられる可能性がありますので、対象地域に滞在されている邦人の皆様はご注意ください。

●9日以降、デリー準州及びハリヤナ州は感染ホットスポット周辺を封じ込めゾーン（containment zone）及びバッファゾーン（buffer zone）に指定し、完全封鎖措置（家・敷地から外出することを禁止）をとっています。今後もホットスポットは増える可能性があるところ、邦人の皆様におかれては、州政府発表や報道等でホットスポットをご確認の上、行動にご注意下さい。

【本文】

（前回（その36）の領事メールからの更新部分は下記1～4です。）

1 インド政府によると、4月11日現在のインド国内感染者の合計は7,529例（死亡241例）となっています。州ごとの内訳等は以下をご覧ください。

<https://www.mohfw.gov.in/node/4904/>

2 11日、モディ首相は各州の州首相とテレビ会議を行い、ロックダウン措置の今後について議論しました。これを踏まえ、インド全土におけるロックダウン措置が4月14日より後も継続されるとの報道もあるところ、在留邦人の皆様におかれましては、最新情報の入手に努めてください。

3 10日、グルガオンを含むハリヤナ州一部地域における外出時のマスク着用が義務化されました。

1 1日現在デリー準州及びハリヤナ州一部地域においてマスク着用が義務化されており、違反者には1か月以下の懲役又は200ルピー以下の罰金、又はその両方が課せられる可能性がありますので、対象地域に滞在されている邦人の皆様はご注意ください。

4 9日以降、デリー準州は感染ホットスポット周辺を封じ込めゾーン（containment zone）及びバッファゾーン（buffer zone）に指定し、完全封鎖措置（家・敷地から外出することを禁止）をとっています。今後もホットスポットは増える可能性があるところ、邦人の皆様におかれては、州政府発表や報道等でホットスポットをご確認の上、行動にご注意下さい。封鎖措置の対象となる地域においては、市民は外出せず、生活必需品についても店頭ではなくデリバリーで調達することが求められています。

5 在留邦人、インドご滞在中の皆様におかれては、以下の点にご注意の上、最新情報の入手に努め、困ったことがあれば本メール末尾の大使館問い合わせ先にご連絡ください。

（1）中央政府及び地方政府が感染予防のための措置を強化する方向にあり、制度が突然変更される可能性もありますので、十分注意して行動してください。

（2）在インド日本国大使館では在留邦人の皆様からの保健相談を受け付けるための窓口を設置しています。

jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp

ご利用に際しての詳細は、以前の領事メールをご覧ください。

（3）インド政府は、3月25日から全国におけるロックダウン措置を実施しています。警察による取締りが強化されていますので、十分ご注意ください。なお、この措置を受け、領事業務を含め大使館の業務が今後限定的になる可能性があります。

（4）ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

・アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。

・咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。

（各種情報が入手できるサイト）
インド政府広報局ホームページ
<https://pib.gov.in/indexd.aspx>

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610（代表）

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp